

一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズ会員規約

(事業主体の名称及び所在地)

第1条

名称：一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズ

所在地：神奈川県大和市上草柳九丁目12番3号

(運 営)

第2条

一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズの各事業の運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズが行います。

(目 的)

第3条

一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズは、人財教育事業ならびに文化芸術教育事業を通し、入会されたメンバーの人生の質の向上を目指します。

(入会資格)

第4条

一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズに入会できる方は、趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)

②反社会的組織構成員、本事業の円滑な運営に支障を来す可能性がある方、その他一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズが不適当と認める方は、入会資格を有することができません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

(入会手続)

第5条

一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズに入会する方は所定の入会手続きを行い、一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズの承認を得た上、定める会費をお支払いいただきます。また、必要により医療機関からの健康証明書等の提出を求められることがあります。

②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

(会費)

第6条

メンバーは、一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズの定める会費を、所定の方法で支払わなければなりません。

②会費

- ・入会金：5,500円、月会費：6,600円(2回/月)を初回のレッスン時に現金での支払いとなります。
- ・毎月「会費ペイ」決済システムを利用します。
決済日：毎月26日 ※クレジットカードにより実際の引落日は異なります。
- ・口座振替を選択した場合、手続きが完了するまでの期間の月会費は、コンビニでの決済となります。
- ・決済ができなかった場合は、決済不備のメールが自動送信されます。

送信された連絡に従い、3日以内に決済の完了いただきます。

③返金

- ・入会手続き完了後は、都合によりキャンセルされた場合でも、入会金は返金できません。
- ・月会費は必要経費（講師謝礼、交通費、事務管理諸経費等）に充当しますので、個人の都合で欠席の場合も返金できません。出席回数に関わらず、定額としていただきます。但し、GOSMACの運営する他クラスを補講とすることができます。（補講期間は2か月以内とします。）

（臨時休講）

第7条

災害や悪天候、担当講師の体調不良等やむを得ない場合には臨時休講する場合があります。

②臨時休講の案内は、レッスン開始時間までに、メール等にておこないます。連絡のつきやすいE-mailアドレス等を、入会手続きの際にご登録ください。

③臨時休講の場合は振替日を設定します。その際、振替日が翌月以降になる場合があります。

（資格停止及び除名）

第8条

一般社団法人GOSMACミニストリーズは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 一般社団法人GOSMACミニストリーズの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- 二 一般社団法人GOSMACミニストリーズの運営を故意に妨害し、損害を与えたとき。
- 三 本規約、その他一般社団法人GOSMACミニストリーズが定める規則に違反したとき。
- 四 一般社団法人GOSMACミニストリーズの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会登録に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 一般社団法人GOSMACミニストリーズの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 社会通念に照らし、一般社団法人GOSMACミニストリーズのメンバーとして相応しくないと認めたとき。

（メンバー資格の喪失）

第9条

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

（メンバー資格の譲渡禁止）

第10条

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

（退会）

第11条

退会希望月の前月末までに、ウェブサイトの「会員ページ」より「退会届」を提出していただきます。退会希望

月の会費より自動引落しを停止します。

②一旦退会された後、再入会される場合は原則として入会金が必要になります。

③退会届けが提出されていない場合は、出席がない場合も月会費をいただきます。

★退会届提出送信後の返信メールをご確認ください。

(休会)

第 12 条

1 ヶ月以上連続してレッスンを欠席する場合は、休会希望月の前月末までに、ウェブサイトの「会員ページ」より「休会届」を提出いただきます。休会希望月の会費の自動引落しを停止します。

②休会期間は3ヶ月までとし、それを過ぎると退会となります。

③休会中であっても出席が可能になった場合には、3,850 円/回で受講することができます。

支払いには、①当日現金払い ②事前の振込による支払い ③会費ペイ（単発課金）による引き落としが利用できます。

④休会后、レッスンに復帰された際に、システムの都合上、会費ペイによる引落としの再開に時間がかかる場合があります。その場合の再開初月は現金での支払いとなります。（復帰を希望される場合は事前にご連絡ください）

⑤休会システムの利用は年間3回までとします。

(変更事項)

第 13 条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の方法で届け出るものとします。

(諸費用の改定)

第 14 条

一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズは改定日の1ヶ月以上前までにホームページにてメンバーに告知するものとします。

(その他)

第 15 条

登録されているクラスに都合で出席できない場合、他教室への振替が可能です。日程、会場などの確認を含め、事前にご連絡下さい。

②都合により曜日、時間帯の変更となる場合があります。また、講師の変更や代行が発生する場合があります。

③コンサート等の開催、もしくはゴスペルイベントに参加する場合、参加者（希望者のみ）は別途費用がかかる場合がございます。

④頂いた個人情報は、ゴスペル教室に関わる目的にのみ使用させていただきます。

(細 則)

第 16 条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズが定めるもの

とします。

(改定)

第17条

本規約の改定及び変更は一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズによりなされるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとし、なお、一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容をホームページにてメンバーに告知するものとし、

第18条 (準拠法、合意管轄)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(附則)

第19条

本規約は 2021 年 3 月 1 日より施行します。

GOSMAC アカデミー

運営会社 一般社団法人 GOSMAC ミニストリーズ